

魚津市告示第114号

魚津市土曜拠点保育実施要綱の一部改正について
魚津市土曜拠点保育実施要綱（平成30年魚津市告示第37号）の一部を次の
ように改正する。

令和6年5月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条 （略） （土曜拠点保育の実施） 第3条 （略） 2 土曜拠点保育の実施の基準は、次のとおりとする。 （1） 拠点園の開所時間は、午前7時から午後7時までとする。<u>ただし、利用児童がいない場合は、開所しないことができるものとする。</u> （2） 拠点園には、利用児童の数に応じた施設の基準及び職員の配置基準を満たした上で、利用児童に配慮し、慣れ親しんだ職員の配置に努める。 （3） （略） 3 （略） 第4条 （略） （利用児童に係る情報提供） 第5条 <u>実施日において拠点園に配置される職員（以下「配置職員」という。）</u>は、利用児童の保育に必要な情報について各保育園に照会し、又は当該児童が土曜拠点保育を利用した後に、利用日の保育状況について、各保育園の園長に情報提供することができるものとする。 2 各保育園の園長は、<u>配置職員</u>から、利用児童の保育状況について照会を受けたときは、利用児童の保育に必要な情報を提供することができるものとする。 3 （略） <u>（個人情報の保護）</u> 第6条 <u>配置職員</u>及び各保育園の園長は、土曜拠点保育の実施に際して得られた個人情報については、適正に管理する。 2 <u>配置職員</u>及び各保育園の園長は、前項の個人情報を土曜拠点保育の実施及び利用児童の安全及び福祉向上を図るためのみに使用し、その他の目的に使用してはならない。	第1条・第2条 （略） （土曜拠点保育の実施） 第3条 （略） 2 土曜拠点保育の実施の基準は、次のとおりとする。 （1） 拠点園の開所時間は、午前7時から午後7時までとする。 （2） 拠点園には、<u>各保育園の園長の中から必ず1名を拠点園の園長として配置するほか</u>、利用児童の数に応じた施設の基準及び職員の配置基準を満たした上で、利用児童に配慮し、慣れ親しんだ職員の配置に努める。 （3） （略） 3 （略） 第4条 （略） （利用児童に係る情報提供） 第5条 <u>実施日における拠点園の園長</u>は、利用児童の保育に必要な情報について各保育園に照会し、又は当該児童が土曜拠点保育を利用した後に、利用日の保育状況について、各保育園の園長に情報提供することができるものとする。 2 各保育園の園長は、<u>拠点園又は実施日に配置予定の園長</u>から、利用児童の保育状況について照会を受けたときは、利用児童の保育に必要な情報を提供することができるものとする。 3 （略） <u>（個人情報の保護）</u> 第6条 <u>拠点園</u>及び各保育園の園長は、土曜拠点保育の実施に際して得られた個人情報については、適正に管理する。 2 <u>拠点園</u>及び各保育園の園長は、前項の個人情報を土曜拠点保育の実施及び利用児童の安全及び福祉向上を図るためのみに使用し、その他の目的に使用してはならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。